

# 一般社団法人日本ハンギングバスケット協会 定款



## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、「一般社団法人日本ハンギングバスケット協会」と称し、英文では、「THE JAPAN HANGING BASKET SOCIETY」と記載し、略称を「JHBS」とする。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を愛知県日進市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、主にハンギングバスケットやコンテナ等を利用した装飾園芸の普及に努め、地域社会と連携して、花育の推進・花と緑にあふれたまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

(連携)

第4条 本会は、第3条の目的達成のため、花と緑に関する他の団体との連携に努める。

(事業)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 花と緑に関する指導者の育成

ア ハンギングバスケットマスターの認定試験の実施

イ 指導者資質の向上

ウ 全国マスター会の開催

(2) 花と緑に関する調査、研究

(3) 花と緑に関する事業の推進

ア まちの花飾り等の推進

イ 花育活動の推進

ウ 各種行催事の開催、協力

(4) 花と緑に関する情報の収集、提供、刊行物の発行、広報活動

(5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

## 第3章 会員

(法人の構成員)

第6条 本会は、本会の事業に賛同する個人又は団体であつて、次条の規定により本会の会員となつた者で構成する。

(入会)

第7条 本会の会員として入会しようとする者は、規則の定めるところにより入会の申込みをし、理事会の承認を受けなければならない。

2 入会の承認を受けた者に対しては、本会から本人に通知する。

(経費の負担)

第8条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、総代会において別に定める入会金及び会費を支払わなければならない。

(任意退会)

第9条 会員は、規則において定める退会届を提出して、任意に本会を退会することができる。

(除名)

第10条 会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、総代会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 本会の定款、規則又は総代会の決議に違反したとき
  - (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
  - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき
- (会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合の他、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の支払義務を履行しなかったとき
- (2) 総会員が同意したとき
- (3) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき

## 第4章 総代会

(総代)

第12条 本会は、概ね会員100人の中から1人の割合で総代を選出することとし、選出された総代をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

2 総代を選出するため、別に定めるところにより、会員である者の中から選出する。理事又は理事会は、総代を選出することはできない。

3 総代の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総代会終結の時までとする。ただし、総代が総代会決議取消の訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴えを提起している場合（一般法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該総代は社員たる地位を失わない。

4 総代が欠けたときは、別に定めるところにより、会員の中から後任の総代を選出することができる。後任として選出された総代の任期は、前任者の残任期間とする。

5 会員は、一般法人法に規定された次に掲げる総代の権利を、総代と同様に本会に対して行使することができる。

- (1) 一般法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
  - (2) 一般法人法第32条第2項の権利（総代名簿の閲覧等）
  - (3) 一般法人法第57条第4項の権利（総代会の議事録の閲覧等）
  - (4) 一般法人法第50条第6項の権利（総代の代理権証明書面等の閲覧等）
  - (5) 一般法人法第52条第5項の権利（電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等）
  - (6) 一般法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
  - (7) 一般法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
  - (8) 一般法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）
- (総代資格の喪失)

第13条 総代は、次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会員資格を喪失したとき
  - (2) 総代を辞任したとき
  - (3) 全ての総代が同意したとき
- (総代の辞任)

第14条 総代は、別に定める辞任届を提出して、任意に本会の総代を辞任することができる。

(構成)

第15条 総代会は、すべての総代をもって構成する。

2 前項の総代会をもって、一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第16条 総代会は、次の事項について決議する。

- (1) 入会金及び会費の額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任及び解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の帰属の決定
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(総代会の開催)

第17条 総代会は、定時総代会として毎事業年度終了後3か月以内に1回開催するほか、臨時総代会として必要がある場合に開催する。

(招集)

第18条 総代会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

(議長)

第19条 総代会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決権)

第20条 総代会における議決権は、総代1名につき1個とする。

(決議)

第21条 総代会の決議は、議決権の過半数を有する総代が出席し、出席した当該総代の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、すべての総代の半数以上であって、すべての総代の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議事録)

第22条 総代会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が記名押印する。

## 第5章 役員

(役員)

第23条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以内
  - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を理事長、3名以内を副理事長とする。
- 3 前項の理事長を一般法人法が定める代表理事とし、副理事長を一般法人法が定める業務執行理事とする。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、総代会の決議によって選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、本会の業務を執行する。

4 理事長及び副理事長は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総代会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 この定款で定めた理事又は監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員親族等割合の制限)

第28条 本会の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれてはならない。

(役員解任)

第29条 理事及び監事は、総代会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第30条 本会は、理事及び監事に対して、総代会が定める総額の範囲内で、報酬等を支給することができる。

2 理事及び監事に対しては、費用を弁償することができる。

(役員責任免除)

第31条 本会は、一般法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事(理事又は監事であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

(名誉会長等)

第32条 本会は、必要に応じて名誉会長、相談役、事務局長並びに職員を置くことができる。

2 名誉会長、相談役並びに事務局長は、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。

3 職員は、理事長が任免し、理事会に報告する。

## 第6章 理事会

(構成)

第33条 本会に、理事会を設置する。

2 理事会は、すべての理事で構成する。

(権限)

第34条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び副理事長の選定及び解職
- (4) その他法令又は定款に規定する職務

(招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事の提案に係る決議事項を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、議事録に記名押印する。

## 第7章 資産及び会計

(事業年度)

第38条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第39条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類は、理事会の承認を経た後、総代会に報告するものとする。

3 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、第1号及び第2号については定時総代会に報告し、第3号から第5号ま

での書類については定時総代会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

## 第8章 定款変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、総代会の決議によって変更することができる。

(解散)

第42条 本会は、総代会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の処分制限)

第43条 本会は、剰余金の分配をすることはできない。

(剰余財産の帰属)

第44条 本会が清算する場合に有する剰余財産は、総代会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第10章 委員会

(委員会)

第46条 理事長は、本会の事業の円滑な運営を図るため必要があると認めるときは、理事会決議を経て、委員会を置くことができる。

2 委員会の委員は、理事会の同意を経て、理事長が委嘱する。

3 委員会は、第16条記載の総代会決議事項及び第34条記載の理事会決議事項についての意思決定を行うことはできない。

4 委員会に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

## 第11章 補則

(細則)

第47条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

(法令の準拠)

第48条 本定款に定めのない事項については、すべて一般法人法その他の法令による。

#### 附則

- 1 この定款は、本会の成立の日から施行する。
- 2 本会の設立時社員は次のとおりである。(略)
- 3 本会の設立当初の事業年度は、第38条にかかわらず、本会の成立の日から平成28年3月31日までとする。
- 4 本会の設立時の役員は、次のとおりとする。

理 事	石原 記念男
理 事	桂川 孝裕
理 事	武内 嘉一郎
理 事	早川 利之
監 事	伊藤 孝巳
- 5 本会の前身である日本ハンギングバスケット協会に属した会員は、本定款の規定に従い本会の会員となるものとする。また、本会の前身である日本ハンギングバスケット協会に属した権利義務は、別に約定するところに従い、本会で継承するものとする。

平成27年4月1日制定